

新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響を踏まえた 水道料金（基本料金）の減額

～ 申請の手続きは不要 ～

「新型コロナウイルス感染症」による社会経済活動の停滞は、市民生活にも多大な影響を与えていることから、多くの市民や事業者の方々に対する継続的な支援策として、水道料金のうち基本料金の5割を減額します。期間は、令和2年5月検針分から令和4年4月検針分までとします。ただし、福祉減免を受けられている方は、本制度以上の減額となっているため対象外とさせていただきます。

- 【支援内容】 水道料金の基本料金（基本水量に係る料金）を5割減額
- 【支援対象】 家事業務等小口使用、業務工場等大口使用及び湯屋用の用途で水道をご利用のかた
- 【減額期間】 令和2年5月検針分から令和4年4月検針分まで（再延長）
- 【申請手続】 申請等の手続きは不要です

用途	口径	基本水量	現行の基本料金	減額後の基本料金
家事業務等小口使用	-	10m ³	1,034 円	517 円
業務工場等大口使用	～20 mm	200m ³	35,750 円	17,875 円
	25 mm		36,850 円	18,425 円
	40 mm		37,950 円	18,975 円
	50 mm		39,050 円	19,525 円
	75 mm		48,950 円	24,475 円
	100 mm		68,750 円	34,375 円
	150 mm		138,050 円	69,025 円
湯屋小口用	-	200m ³	12,100 円	6,050 円
湯屋大口用	-	500m ³	30,250 円	15,125 円

（1ヶ月あたり・税込）

5割減額

➡

今回は、水道料金のうち基本料金が5割減額の対象となります。公共下水道に接続されている場合は、水道料金と下水道使用料を一緒にご請求させていただいておりますが、下水道使用料は減額の対象とはしておりません。

【お問い合わせ】 貝塚市 上下水道部 水道サービス課 電話 072-433-7140